

佐久市勤労者互助会に**加入**しませんか？

相互扶助によるスケールメリットを生かし、

福利厚生**の充実**をお手伝いします！

佐久市勤労者互助会とは・・・

佐久市内の中小企業の事業主と勤労者が会員となり、中小企業が単独で行えない多様な福利厚生サービスを提供する団体です。



自社でも福利厚生制度はあるけど、担当者の事務負担が大きい・・・
経費負担が重い・・・

福利厚生を充実したいけど、専属担当者を置けない・・・



勤労者互助会へ加入し、
わずかな掛金で大きな保障！

自社の事務負担を増やさずに、
自社単独の実施より安い経費負担で、
従業員の福利厚生の充実が図れます！！

- ・ 入会金※ ▶ 300円（入会時）
- ・ 会費※ ▶ 300円（月額） ※従業員1名あたり
- ・ 対象者 ▶ 労働組合のない企業で働く勤労者と事業主（事業所ごとの加入となります）
- ・ 入会方法 ▶ 申請書類を 佐久市 商工振興課 または 各支所 経済建設環境係へご提出ください

各種給付例

▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽▽
結婚・子の出生
子の入学（小中）
傷病-休業見舞金

●● お問い合わせ先 ○●

〒385-8501 佐久市中込3056
佐久市役所商工振興課内 佐久市勤労者互助会事務局
☎ 0267-62-3265 Mail : syoko@city.saku.nagano.jp

保険給付金
一覧は
裏面へ

